

事 務 連 絡
令和2年6月19日

認可外保育施設 設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**新型コロナウイルス感染症により認可外保育施設が臨時休園等をした場合に
活用可能な施策について（周知）**

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。
今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業主が雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の特例措置が実施されているところですが、認可外保育施設が臨時休園等をした場合も雇用調整助成金の対象になる可能性があります。
また、雇用調整助成金以外にも、当該施設が利用可能な主な施策一覧につきまして、別添のとおりまとめましたのでお知らせします。

記

1. 雇用調整助成金の活用について

認可外保育施設については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況は様々ですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。なお、雇用調整助成金（新型コロナウイルスの影響を受けて休業等を行った場合で、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業によるものに限る。）の申請期限は令和2年8月31日までとなっておりますので、ご注意ください。

<参考：厚生労働省のHPのリンク>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/pageL07.html

<参考：新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについてFAQ（内閣府HP）>

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shisetsu/200529-faq.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症により認可外保育施設が臨時休園等をした場合に活用可能な主な国の施策一覧について
別添の施策一覧をご参照ください。

3. 本市における、新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/#89A63>

担当

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課
高橋 本間 宮本
671-3564

別添

新型コロナウイルス感染症により認可外保育施設が臨時休園等をした場合に 活用可能な主な施策一覧

	制度名称	概要	要件等
給付	雇用調整助成金	休業手当の10/10補助（解雇等ない場合） 日額8,330円まで （二次補正：日額15,000円までに拡充）	売上等5%減以上 雇用保険被保険者が対象 コロナ特例期間は計画届は不要
	緊急雇用安定助成金	休業手当の10/10補助（解雇等ない場合） 日額8,330円まで （二次補正：日額15,000円までに拡充）	売上等5%減以上 雇用保険被保険者以外が対象（学生アルバイト等） コロナ特例期間は計画届は不要
	家賃支援給付金	上限は基準額の6か月分 （基準額は実家賃の1/3～2/3）	前年同月比売上50%減以上 もしくは3カ月連続で30%減以上 （参考：経済産業省HP） https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/488
	持続化給付金	上限200万円（中小法人） 上限100万円（個人事業主）	前年同月比売上50%減以上 等 （参考：経済産業省HP） https://www.jizokuka-kyufu.jp/
融資	セーフティネット保証（4号、5号）	4号：100%保証 5号：80%保証 にて、金融機関から保証付き融資を受けられる。	4号：前年同月比売上20%減少以上 等 5号：前年同月比売上5%減少以上 等 （参考：経済産業省HP） https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
猶予	労働保険料・社会保険料の納付猶予	労働保険料・社会保険料の納付猶予	（参考：厚生労働省HP） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html
	税減免・納付猶予	固定資産税の猶予・減免等	（参考：国税庁HP） https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm?yclid=YSS.EAlaIQobChMluNuwhvrf6QIViauWCh2w-QzuEAAYASAAEgIP5PD_BwE

※そのほか、経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」なども適宜ご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※融資については、上記経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」の【政府系融資／一般】もご参照ください。